

貸出価格を見直しました！

## 橋梁点検車のご案内

法令に基づく定期点検の義務化を定めた省令が平成26年7月1日に施行され、橋長が2m以上の全橋梁について、5年に1回の頻度で全ての部材を近接目視する定期点検がスタートしました。橋梁点検車の利用により点検作業の効率化に大きく貢献いたします。

また、橋梁補修工事等で足場設置が困難な場所でも橋の上からスムーズに移動して作業することができます。ぜひご活用ください。



料金(佐賀県内同一料金:1日利用)

(消費税は別途申し受けます)

長期利用をご希望のお客様には別途お見積りいたします。

車両	区分	使用期間	基本料 <sup>1)</sup>	車両保険 <sup>2)</sup>	レンタル料	普通運転手 <sup>3)</sup>	特殊運転手 <sup>4)</sup>	交通費 <sup>5)</sup>	燃料費 <sup>6)</sup>	計
	オペレーター2名 (車両+ゴンドラ)	1日	3,500	1,500	70,000	17,500	21,700	3,500	4,000	121,700
BT-200	オペレーター1名 (車両)	1日	3,500	1,500	70,000	17,500	- <sup>7)</sup>	3,500	4,000	100,000
	レンタルのみ	1日	3,500	1,500	70,000	-	-	-	- <sup>8)</sup>	75,000

1)事務手数料、貸出前車両整備等費用 2)人身事故、車両保険代等(下表参照) 3)現地までの往復回送及び調査時の橋梁点検車移動運転等のオペレーター 4)ゴンドラ操作オペレーター(高所作業車運転資格者) 5)佐賀県内における点検車回送(往復分)料金 6)往復回送、現地作業時における燃料代 7)高所作業車運転技能講習修了者が必要 8)満タン給油のうえ返却をお願いします。

### 保険内容

車両	内容	お客様ご負担
	対人賠償	無制限
	対物賠償	無制限
BT-200	人身障害	5000万
	橋梁点検車 車両損害	修理対応 部分損 1事故10万円 <sup>1)</sup> 全損、盗難 新車取得価格の10% <sup>2)</sup>

1)修理費用が1事故10万円を超える場合にあっては、1事故10万円の負担に加え超過した分の10%をご負担いただきます。

2)全損扱いについては下記のいずれかとします。

- ①完全に修復が不可能な場合。
- ②盗難され橋梁点検車が発見できない場合。
- ③修理費用が新車取得価格を上回った場合。

■保険の適用外について

下記の事故等については保険が適用されませんのでご注意ください。

- ①製造元が定めるマニュアル「BT200 取扱説明書(車両に搭載)」以外での使用を行い事故を発生させた
- ②アウトリガー、ジャッキ、車止め等を正しく使用せずに車両を転倒させた
- ③軟弱な地盤で敷板等を用いずアウトリガー、ジャックを破壊させた
- ④地震、津波、台風、火災、噴火によって風水災被害が発生
- ⑤スピード違反、飲酒運転、薬物乱用、無免許運転等の法令違反により事故が発生
- ⑥車両の最大積載量を超えた状態(過積載)で車両を運転し、車両を転倒や事故を発生させた

(消費税は別途申し受けます)

橋梁点検車のご利用、お問い合わせは下記にご連絡ください。

お電話でのお問い合わせは **0952-32-0918**

メールでのお問い合わせは [otoiawase@shineichiken.co.jp](mailto:otoiawase@shineichiken.co.jp)

【必要な資格等】車両の運転に関しては中型自動車運転免許(8t)、デッキ、ブーム等の橋梁点検車の機能操作については高所作業車運転技能講習の修了資格が必要です。

 **新栄地研株式会社**

<http://www.shineichiken.co.jp>

〒849-0928 佐賀県佐賀市若楠二丁目5-25

TEL 0952-32-0912(代表) FAX 0952-32-0944